

東京高裁「組合掲示物不当撤去」に対して勝利判決！

私たちJR東海労は、結成して以来、「1年でぶっ潰す」と豪語してきた葛西副社長（当時）の号令のもと、この16年間会社から、あらゆる不当な差別・支配介入の攻撃をかけられてきました。

しかし、労働者としての不屈の魂を発揮し会社攻撃に職場から一つひとつ反撃し、不撓不屈の地平をつくりだしてきました。その闘いの証が、今日5月30日、東京高等裁判所から示されました。会社により、不当にも繰り返される組合掲示物の撤去は、明らかに不当労働行為であることを認め、今後このような行為を繰り返さないよう謝罪文の掲出を命じた中央労働委員会の判断は正しいと、全面的に私たちの主張を認める判決を言い渡したのです。私たちは、ここに高らかに勝利宣言を發します。

この裁判は、大阪第一車両所分会が大阪府労働委員会に救済申し立てを行い争っていた「掲示物不当撤去」に対する初審命令と第一審判決をめぐり労使双方が提訴していた事件です。この闘いは、不当な掲示物撤去に対する闘いとしてだけではなく、当時まさに熾烈に大阪第一車両所分会にかけられていた会社による脱退工作にも断固反撃するものとしても闘われてきました。

大阪第一車両所分会は、会社の脱退工作を組合情報にし、それを掲示板に張り出し暴露・糾弾してきました。会社は組合に供与している掲示板の使用に関する労働協約を拡大解釈し、一方的に組合掲示物を軒並み撤去するという暴挙に出てきました。そのことを、1995年大阪府労働委員会に申し立て、弁護士役をも自らが担い、まさに自前の労働委員会闘争として闘ってきたのが、「掲示物不当撤去」の闘いでした。

この最初に闘った大阪第一車両所分会の闘い（関西地本地労委C）は、1998年に会社の不当労働行為を認定する救済命令が出され勝利を確認しました。にもかかわらず、会社は「掲示物不当撤去」を中止せず、その後も繰り返すことから、翌年さらに大阪府労働委員会に、新たに追加的に申し立て（関西地本地労委F）を行い、この申し立ても続けて救済命令を勝ち取るという、まさに二つの掲示物撤去についての救済申し立てが完全勝利となったのです。さらに2005年には、この二つの掲示物撤去に対する再審査申立でも、中央労働委員会から救済命令が出され、会社は組合への謝罪を突きつけられました。しかし、会社はそれをも不服として、東京地方裁判所に提訴し、その結果についても一部会社の主張を認められながらも、すべて会社の正当性が認められなかったとして、二件の掲示物撤去について、それぞれ東京高等裁判所へ控訴していたのです。

今回の東京高等裁判所の判決はそのうちの一件に対する判決です。こうした経過の中で出されたものですが、私たちの12年間追及してきた会社による不当労働行為を確定させたという大きな意味を持つものといえます。

会社は、私たちが労働委員会に申し立てて以降も、組合掲示物の不当撤去を職場で続けています。組合掲示物を撤去することにより組合の言論を封殺し不当な差別・支配の攻撃を今日においても繰り返しています。

私たちは、さらに勝って兜の緒を緩めることなく、さらに職場から反撃の闘いつくり出していこうではありませんか！

2007年5月30日

JR東海労働組合中央本部
新幹線関西地本大阪第一車両所分会